

# INFORMATION

## お知らせ



### こんなときには相談を—

#### 検察審査会

検察審査会は、検察官が行った不起訴処分が正しいかどうかを審査する機関です。

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴し、告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申し立てがあったときに審査を始めます。また、申し立てがなくとも、検察官が不起訴にした事件を取り上げて審査することもあります。

検察審査会の委員は選挙権を有する国民の中からくじで選ばれ、任期は6カ月です。

詐欺、おし、交通事故などの被害に遭って警察や検察庁に訴えたが、その事実を裁判にかけられない、つら納められない、賠償金も取れないなど不満をお持ちの方は、こんなことをお持ちの方は、ぜひ、このように場合には、検察審査会にご相談ください。費用は無料で、秘密が保たれます。

#### お問い合わせ先

福山市庁 0177-1

福山検察審査会事務局

☎0844-913111・1890

#### 不妊治療費

#### 助成事業について

広島県では、不妊治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部を

助成する「不妊治療費助成事業」を実施しています。

#### 一、助成を受けられるごができる入

次の要件すべてを満たす方です。

○夫婦間（夫婦間の夫婦）に限る。

○体外受精（顕微授精）である。

○体外受精又は顕微授精以外の方法では妊娠が望めない医師が診断していること。

○広島県が指定する医療機関で行われ治療であること。

○申請時、夫婦とも又は、どちらか一人が広島県内（広島市、福山市を除く）に住所を有していること。

○夫婦の所得の合算額が六五〇万円未満であること。

二、助成の内容

指定医療機関で、平成十六年四月一日以降に開始した体外受精又は顕微授精に要した費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は含まれません）に対して、一年度当たり十万円を限度として、通算二年間助成します。

三、申請の方法

申請は、治療が終了した日の翌日から起算して二月以内、次の申請窓口で行ってください。

申請のほか、医療機関の証明書、住所や所得等の要件を満たしていることを確認するための書類が必要。

お問い合わせ先

広島県福山地域保健課

保健課 健康増進係

0844-912111

#### 農政事務所 食の知って得講座

#### 食の知って得講座

毎日食生活の中で、「この食べものは安全なの」とか、「この食品の表示は信用できるから」といって疑問を持てることも多いのではないのでしょうか。

そんな疑問にお答えするため、農政事務所では、「希望の日時・場所」に、職員などを無料で派遣する「食の知って得講座」を実施しています。是非ご利用ください。

ご利用方法

①グループを作る

②講座を選ぶ

③会場を確保する

④申し込む

⑤会場を確認する

⑥申し込み

⑦申し込み

⑧申し込み

⑨申し込み

⑩申し込み

⑪申し込み

⑫申し込み

⑬申し込み

⑭申し込み

⑮申し込み

⑯申し込み

⑰申し込み

⑱申し込み

⑲申し込み

⑳申し込み

㉑申し込み

㉒申し込み

㉓申し込み

㉔申し込み

㉕申し込み

お問い合わせ先

広島県農政事務所

福山市千田町大平五丁目四〇三—三

☎0844-915511

☎0844-912111



## まめくらぶ (神石三和病院健康学習会) 開催のご案内

県立神石三和病院では、「まめくらぶ」(神石三和病院健康学習会)を、毎月1回開催しています。毎月テーマを変えて、専門の医師やスタッフにより、広く地域の皆様方に健康情報を提供しています。どうぞ気軽に参加してください。

開催日	内容	担当
12月16日(金)	血圧測定と血圧の管理 ～高血圧のはなし～	内科部長 原田 亘

- \* 病院内2階会議室で、10時から、約1時間行います。
- \* お問い合わせ先：県立神石三和病院 ☎5-2711 (総看護師長) 池本富美恵 (栄養室) 渡邊 鈴子

- ◆町役場本庁 ☎9-3330
- ◆油木支所 ☎2-0211 ◆神石支所 ☎7-0211 ◆豊松支所 ☎4-2211 ◆三和支所 ☎5-5111